

「黒い雨」訴訟・菅総理の上告断念表明を受けての弁護士コメント

本日、菅総理は、「黒い雨」訴訟に関し、2021年7月14日に言い渡された広島高裁判決について、上告せず、原告ら84名に対し速やかに被爆者健康手帳を交付することを容認することとし、併せて、原告ら以外の「黒い雨」被爆者に対する救済の方法についても、早急に検討することを関係閣僚に指示をしたことを表明した。

「黒い雨」訴訟弁護士団は、菅総理の政治決断を歓迎するとともに、これによって、原告ら「黒い雨」被爆者の40年以上にわたる長い活動に、やっと実を結ぶ展望が開けたことを、この日を待ち望みながら亡くなった15名の原告らも含め、原告ら84名とともに喜びたい。また、「黒い雨」訴訟について、声明や署名等を通じて支援して下さった皆さま、政治決断に尽力して下さった皆さまに対し、改めて感謝の意を表明する。

「黒い雨」訴訟弁護士団は、菅総理の政治決断を受け、広島市及び広島県に対し、原告ら84名に対し速やかに被爆者健康手帳を交付するよう、改めて求める。同時に、今後行われる原告ら以外の「黒い雨」被爆者に対する救済方法の検討にあたっては、広島高裁判決で示された被爆者援護法の立法趣旨及び「黒い雨」による被爆類型の被爆者援護法1条3号該当性の要件を踏まえて、「黒い雨」被爆者に対するこれまでの被爆者援護行政のあり方を根本的に見直し、審査基準を改訂する等必要な措置を講じ、全ての「黒い雨」被爆者が速やかに救済されるような施策を講ずることが要請される。「黒い雨」訴訟弁護士団としても、審査基準の改訂等の作業にあたり、最大限の協力を惜しまない用意があることをここに表明する。

2021年7月26日
「黒い雨」訴訟弁護士団